



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 6 年 12 月 10 日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	鉄欠乏性貧血確定患者(鉄剤投与中)に対する連月の D007 の 25 フェリチン定量(半定量含む)の算定は、原則として認められる。	フェリチンは、体内の鉄の貯蔵及び血清鉄濃度の維持を担う蛋白質であり、血清鉄・UIBC(あるいは TIBC)とともに鉄欠乏性貧血の診断と鉄剤による治療効果の判定に不可欠である。鉄剤投与中は、貧血の症状や貯蔵鉄の改善を確認するため、経過観察でのフェリチン定量(半定量含む)は必要と考える。以上のことから、鉄欠乏性貧血確定患者(鉄剤投与中)に対する連月のフェリチン定量(半定量含む)の算定は、原則として認められると判断した。	令和7年11月28日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
2	狭心症の疑い病名に 対するニトロペン舌下錠(屯服薬)の投与は、原則として認められる。	胸痛(狭心症疑い)の患者に対してニトロペン舌下錠を屯服薬として少量を投与する ことは、症状が改善すれば狭心症と判断でき ることから診断目的として認められると考 え る。また、有効であれば治療にもなる。以上 のことから、狭心症疑いの病名に対するニト ロペン舌下錠(屯服薬)の投与は、原則認めら れると判断した。	

3	肋骨骨折疑い、肋軟骨炎疑い病名のみで外用薬の算定は、原則として認められない。	肋骨骨折疑い、肋軟骨炎疑いで病態は判断できるが、疑い病名のみの治療は、原則として認められないと判断した。	令和7年12月26日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
---	--	--	----------------------------------

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

- ・ 内科・歯科審査室内科審査第1課(TEL:092-233-6825) (末岡)
- ・ 外科・混合審査室外科審査課(TEL:092-688-8305) (上杉)